

川崎市環境審議会から市長へ答申が行われました

事業者の環境配慮に係る自主管理等をさらに促進させるために、令和6年5月15日に諮問した「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」に関して、令和7年3月28日に川崎市環境審議会会長 ^{さどはら} 佐土原 ^{さとる} 聡氏（横浜国立大学名誉教授/学長特任補佐）から市長へ答申が行われましたのでお知らせします。その概要については、別紙のとおりです。

この答申を受けて、さらなる環境改善に向けて、中小規模の事業所に対して環境配慮の好事例を横展開するなど、条例で強制するのではなくあくまで自主的な環境配慮を拡げる取組を推進するとともに、環境行動事業所制度の見直しを行うなど自主管理を促進するしくみづくりを行う予定です。

1 日 時

令和7年3月28日（金） 10:00～10:15

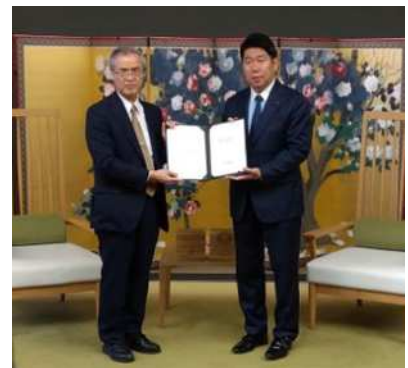
2 場 所

市長応接室

3 出席者

- ・川崎市環境審議会会長
佐土原 聡 氏
- ・川崎市

川崎市市長、環境局長 他



答申手交式の様子（左）佐土原会長（右）市長

【添付資料】

川崎市環境審議会の答申の概要

- ・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

問合せ先

■今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 ^{ちむる} 千室 電話 044-200-2515

■環境審議会に関すること

川崎市環境局総務部企画課 藤田 電話 044-200-2385

川崎市環境審議会の答申の概要

—今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について—

令和6年5月15日に川崎市環境審議会（会長 佐土原 聡氏、横浜国立大学名誉教授/学長特任補佐）へ諮問しました「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、令和7年3月28日に川崎市環境審議会会長から市長へ答申が行われました。その概要は次のとおりです。

1 答申の概要

事業者の自主的取組のあり方を検討する上での3つのポイント

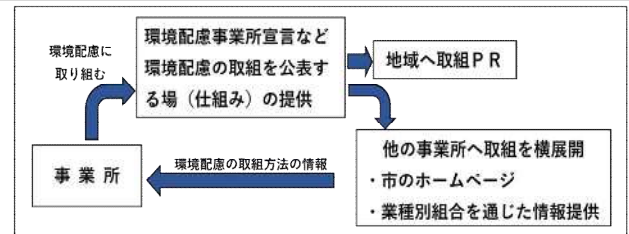
【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

(1)環境配慮の取組を広げるためのしくみづくり

- ・小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践できるよう条例以外のアプローチで推進⇒環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へ横展開

(2)事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくり

- ・中小規模の事業所も環境行動事業所に認定できるよう認定要件を広げる（現状の認定要件である ISO14001 取得に加えて、エコアクション 21 取得や川崎市版 EMS の提出などを要件に加えることを検討）
- ・中小規模の事業所も含めた指定事業所を応援する機会・支援策を拡大（経済型支援・伴走型支援など）



【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組の推進

(1)事業者へ地域課題の積極的な情報提供

- ・南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）に分類し、地域の特性・課題を踏まえて、事業者の自主的取組を推進

地 域	地域の特性・課題から特に配慮が必要な項目
南 部 （臨海部）	●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス ●化学物質
中 部 （内陸部）	●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動
北 部 （丘陵部）	●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壌・地下水質

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

(1)他制度との重複の整理⇒(2)(3)の見直しに反映

- ・温暖化対策や廃棄物対策等の環境配慮項目の内容を整理し、市へ重複した報告を省く（行政内部で連携・協働）
- ・環境配慮項目は、典型7公害をもとに川崎市の状況に基づいて設定

(2)環境配慮書の見直し

- ・記述式からチェック式へ（「日常管理」など配慮分類の明確化、地域別に特に配慮が必要な項目の設定など）

(3)環境負荷低減行動計画書の見直し

- ・提出が任意となっている事業所への EMS の更なる浸透のため環境行動事業所制度と連携した制度設計を検討

今後の方向性

- ・事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策の検討と成果指標の「見える化」
- ・新たな環境課題が生じた場合にも対応できるよう、環境配慮の項目等の定期的な見直し など

2 諮問の背景

これまで環境基準の達成に向けて法律や条例による規制や環境配慮に係る取組を推進し、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど市内の大気・水環境は大幅に改善してきましたが、更なる環境負荷低減に取り組むため、令和4年3月に「大気・水環境計画」を策定しました。大気・水環境計画では、基本施策Ⅰの規制行政でしっかりと環境負荷を低減させるとともに、基本施策Ⅱで更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るため、市民・事業者が両輪となって取り組む環境配慮の施策を位置付けましたが、事業者の環境配慮に係る自主管理等をさらに促進させるために、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について諮問を行いました。

3 審議の経過

環境審議会は、諮問を受け、専門的かつ総合的な見地から審議を行うため、大気や水などの環境保全部会を設置し同部会に付議しました。その後、4回にわたる部会での審議を経て、更なる環境負荷に向けた取組となる「事業者の自主的取組のあり方」について審議結果をとりまとめ、答申しました。

4 今後の予定

この答申を踏まえ、「川崎市大気・水環境行政における事業者の自主的取組に係る考え方（案）」を策定の上、パブリックコメントを実施し、条例施行規則の見直しを含めた取組を進めていく予定です。

※答申の詳細については下記に掲載しております。

検索 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000175115.html>